付録第二（第五条関係）

$$\{(A-B)\times\{(C\div D)\times(E\div F)\times(G\div H)\times(I\div J)\}\times 0.5$$

Aは、当該再生利用事業計画に従って農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量

Bは、当該特定農畜水産物等のうち、当該農林漁業者等が当該食品関連事業者以外にその販売先を確保しているものの量

Cは、当該特定肥飼料等の原材料となる食品循環資源のうち、当該食品関連事業者が排出するものの量

Dは、当該特定肥飼料等の原材料の量

Eは、当該農林漁業者等が当該特定肥飼料等利用生産物等の生産に利用する特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量

Fは、当該特定肥飼料等利用生産物等の生産に利用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量

Gは、当該特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料となる当該特定肥飼料等利用生産物等の量

Hは、当該特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料の量

Iは、当該農林漁業者等が当該特定農畜水産物等の生産に利用する特定肥飼料等利用肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量

Jは、当該特定農畜水産物等の生産に利用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百四十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月十七日

法務大臣　平口　洋

広島法務局所属　公証人　小原　浩司

同　秦　愼也

同　佐々木　亘

同　石本　仁

同　仁田　良行

同　高見　鈴子

同　太田　雅也

同　岩﨑　正彦

同　宮本　典幸

同　曳野　久男

同　田中　康裕

同　新井　浩司

同　直江　啓司

同　永瀬　忠

同　中山　浩行

同　関口　正木

同　相原　茂

同　吉波　佳希

同　次田　和明

同　波多野新一

同　難波　宏

同　野口　勝久

同　久保井浩美

同　中島　仁志

同　三浦　信幸

同　中本　昌彦

同　山本　芳郎

同　瀧村　剛

同　山口　博之

同　戸津　利彦

同　菅野　俊明

同　潮見　直之

同　松田　淳一

同　金沢　和憲

同　槇　二葉

同　小沢　正明

同　山口　均

同　鈴木　桂子

同　佐藤　浩雄

同　田沼　浩

同　三村　篤

同　遠藤　伸子

同　齊藤　照彦

同　長橋　範夫

同　榮　孝也

同　中野　亨

同　小泉　敏彦

同　芳見　孝行

同　降簱　元

同　黒川　琢朗

同　工藤　俊二

同　秋田地方法務局所属　大和谷　敦

同　西山　悟

同　青森地方法務局所属　中川　一人

同　小山　浩幸

同　山家　史朗

○農林水産省告示第千七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県四万十市西土佐半家字宮ノ川二〇三五、字宮ノ川北平二〇三六、二〇三七の一から二〇三七の三まで、字宮ノ尾二〇三八の一から二〇三八の八まで、字樋ノサコ二〇三三、字平四郎小場二〇三四の一、字矢倉二〇一七の一、二〇一七の七から二〇一七の一一まで、二〇一七の一三から二〇一七の二〇まで、二〇一七の二二から二〇一七の三七まで、二〇一七の四二から二〇一七の五〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和